

「第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画」策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市環境審議会循環型社会構築部会（以下「循環部会」という。）に、「第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画」策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について、調査・検討を行い、その結果を循環部会に報告する。

- (1) 第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画の検証及び課題の抽出・整理に関すること。
- (2) ごみ処理量の将来予測に関すること。
- (3) 第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画素案及び原案の作成に関すること。

(委員)

第3条 作業部会は、循環部会に所属する委員のうち、別表に掲げる者で構成する。

(部会長)

第4条 作業部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 作業部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 作業部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議及びその議事要旨は、公開するものとする。

(関係者等の出席)

第6条 部会長は、作業部会の所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、環境局循環型社会推進部計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

別表

小 出 秀 雄	西南学院大学 経済学部 教授
勢 一 智 子	西南学院大学 法学部 教授
平 由以子	特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事
田 中 綾 子	福岡大学 工学部 教授
中 山 裕 文	九州大学大学院 工学研究院 准教授
久 留 百合子	株式会社ビスネット代表取締役/消費生活アドバイザー
松 藤 康 司	福岡大学 名誉教授